

263-1085

平成23年4月28日

各 位

宮崎県農政水産部長
(公印省略)

海外向け（EFTA加盟国及びシンガポール）に輸出される食品等に関する証明書の発行について

東日本大震災に伴い、諸外国からは、日本産の農林水産物・食品に対する輸入規制措置が講じられ、輸出先国から輸出国の管轄当局が発行する証明書等を求められる事例が増加しており、当該証明書の発行については、各都道府県の農林担当部局により行うこととされたところです。

つきましては、今般、欧州自由貿易連合（以下「EFTA」という。）加盟国（アイスランド、ノルウェー、リヒテンシュタイン及びスイス）及びシンガポールについて、下記のとおり、取り扱いを定めましたので、関係事業者等におかれましては、申請手続きをお願いします。

記

1 EFTA加盟国

EFTA加盟国については、欧州連合（以下、EUという。）と同様の取扱いとなりますので、平成23年4月1日付263-1007宮崎県農政水産部長通知「EU向けに輸出される食品等に関する証明書の発行について」の申請書類により申請してください。

同通知は宮崎県のホームページに掲載しております。

<http://www.pref.miyazaki.lg.jp/contents/org/nosei/kikaku/page00059.html>

なお、EFTA加盟国のうち、リヒテンシュタイン及びスイスにおいては、EUと異なり、タバコ及び播種用の種が規制の対象となりますので、ご注意ください。

2 シンガポール

平成23年4月22日より日本からシンガポールへ輸出される食品に対して証明書の添付が求められることになりましたので、別紙申請書類により申請してください。

(文書取扱 営農支援課)